

## パブリックコメントの実施結果について

鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針の案について、平成18年10月21日から平成18年11月19日までパブリックコメントを実施した。  
意見提出のあった個人・団体の数は（284）であり、寄せられた意見を項目別に整理したところ、のべ意見数は（633）件あった。その内訳は以下のとおりである。

## 1 意見提出者の内訳

	メール	FAX	郵送	合計
個人	132	4	133	269
団体	12	1	2	15
計	144	5	135	284

## 2 項目別の主な意見とのべ意見数

提出された意見のうち、鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針の素案を修正した意見、特に件数の多かった意見及び代表的な意見の概要は次のとおりである。

のべ意見数： 633

## 【代表的な意見の概要】

全般 件数：3

○全体を見て表現が合っておらず読み難い。

## I 鳥獣保護事業の実施に関する基本的事項

## 第一 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する基本的な考え方

## 1 基本的な考え方 件数：31

○現代の狩猟は、主にスポーツや趣味・娯楽で行われていること等を記述。（23件）

○最も重要な対策は被害防除対策である。

## 2 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題

## (1) 鳥獣保護管理 件数：4

○特定計画の対象種にクマ、カモシカも追加し、「絶滅の恐れのあるクマ」とする。

○様々な立場の人と連携し対策をとることや環境整備なども特定計画の意義であるにも関わらず、「目標設定＝個体数調整」と受け取られる表記は好ましくない。

## (4) 狩猟 件数：2

○狩猟者は鳥獣保護の理念と精神を学ぶべき。（2件）

## (5) 国際的な取組の状況 件数：3

○ジュゴンの具体的な方針、取組を記載する。（3件）

(6) 鳥獣の流通及びその他の課題 件数：125

○「愛玩飼養」の記述を削除。(124件)

### 3 鳥獣保護事業の実施の方向性

(2) 人と鳥獣の適切な関係の構築 件数：7

○ツキノワグマについての保護管理、被害対策などを指針に記載する。(3件)

○「適正な個体数」は漠然とし過ぎ。個体数よりも個体や群れの性質が最も重要視される必要がある種もいるので「特定計画＝個体数調整」という概念から脱する記述をする。

(3) 地域住民の理解と協力、鳥獣保護事業の普及啓発等 件数：4

○「安易な餌付け」は漠然とし過ぎ。基準を示すべき。

## 第二 鳥獣保護事業のきめ細かな実施

1 制度上の区分に応じた保護管理 件数：1

○4区分に海棲哺乳類を追加すべき。

(1) 希少鳥獣 件数：5

○「生息状況や生息環境の把握に努める」では曖昧。(2件)

(2) 狩猟鳥獣 件数：3

○狩猟鳥獣の選定の考え方のカテゴリーを見直す。(2件)

(3) 外来鳥獣 件数：2

○「①外来種」の記述は、国内移動の外来種は対象にならないので見直す。

## 2 鳥獣の特性に応じた保護管理の考え方

(1) 広域的な保護管理が必要な鳥獣 件数：5

○広域保護管理が必要な種としてカワウとツキノワグマの2種を明記する。(3件)

○広域保護管理指針と特定計画の位置付けが曖昧。(2件)

(3) 渡り鳥及び海棲哺乳類 件数：3

○法の対象となる海棲哺乳類について、具体的対処を記述する。(3件)

## 第三 特定計画制度の推進

### 1 広域的な鳥獣保護管理

(1) 広域的な鳥獣保護管理の考え方 件数：9

○科学委員会の構成メンバーにも自然保護団体を加える。(3件)

○I-第三-1(1)(11P)「数の調整」の意味が不明確。

○実施内容、簡単な結果を毎年とりまとめて、フィードバックすべき。

(2) 技術マニュアル等の整備 件数：4

○技術マニュアルをインターネットで公開する。(3件)

### 2 地域における取組の充実

(1) 実施計画の作成の推進 件数：19

○関係市町村が捕獲許可を実施計画に基づき実施する場合、速やかに捕獲情報を都道府県に報告すべき。(19件)

### 4 入猟者承認制度 件数：1

○「入猟者承認制度」は「特定計画の実施とあわせて活用を図るものとする」について、特定計画の対象外の鳥獣についてこの制度を用いることを禁じているのであれば反対。

#### 第四 人材育成・確保

##### 1 鳥獣保護管理に関わる人材の確保

###### (1) 基本的な考え方 件数：2

○資格制度の検討を記述する。(2件)

###### (2) 確保を図るべき人材等 件数：2

○求められている人材を特定計画に限定すべきではない。(2件)

##### 2 研修等による人材育成

###### (1) 全国的な視点からの研修は以下のような考え方を基本として実施するものとする

○タイトルというより本文のような印象を受けるので見直すべき。

件数：1

#### 第五 鳥獣保護区の指定及び管理

##### 3 環境教育等の推進 件数：1

○子供に説明できる施策をとって欲しい。

#### 第六 狩猟の適正化

##### 1 基本的な考え方 件数：22

○鳥獣の科学的・計画的な保護管理のためには、適正に狩猟が行われることが重要。狩猟による鳥獣の捕獲等が鳥獣の個体数管理に果たす効果等を客観的に検証していく必要がある。(18件)

○ハンターの数を増やすことは動物の数を減らす手段として不適切。(2件)

##### 3 狩猟とわな猟の適切な実施 件数：15

○簡単に取得できる網・わな猟免許の分離は、保護よりも狩猟支援になる。(7件)

○「網・わな猟免許」を「網猟免許」と「わな猟免許」に分けることには反対。(5件)

○くくりわな、トラバサミの禁止を加えるべき。(2件)

##### 4 狩猟者の確保 件数：10

○狩猟者の確保より狩猟者のモラルを向上させる方向に働きかけるべき。(5件)

○誰が講習を行うのか主語がない。(2件)

##### 5 鳥類の鉛中毒の防止 件数：13

○鳥類の鉛中毒の防止を図るため、すみやかに無毒性の代替弾への切り替えを実施し、鉛弾の使用、流通、所持を禁止する。(13件)

○無毒性の代替弾への切り替えについては、国内無流通の小粒散弾等の流通改善をはかるため、環境省が主導となり関連業界と協力する。

#### 第七 傷病鳥獣の取扱 件数：3

○タイトルを「鳥獣(野生動物)救護」とするべき。現場で保護される個体は、「傷病」個体は少数で、多くはみなしごである。(2件)

#### 第八 鳥獣への安易な餌付けの防止 件数：4

○生ゴミや未収穫作物の突然の撤去などは、鳥獣に襲われる危険があり、人や鳥獣の安全への配慮が求められる。撤去方法や時期などを十分に検討し、指導するべき。

○観光地でのマナーを守っての行為まで禁止の対象とする必要はない。

#### 第十 人獣共通感染症への対応 件数：2

○人獣共通感染症の調査を強化。

## 第十一 関係主体の役割の明確化と連携

### 1 関係主体ごとの役割

#### (1) 国の役割 件数：3

○国の役割に、環境省の出先である地方環境事務所の役割を記述する。(2件)

## II 鳥獣保護事業計画の作成に関する事項

### 第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

#### 1 鳥獣の人工増殖

##### (1) 希少鳥獣等 件数：1

○人工増殖は必要に応じて行うことができることにすべき。

##### (2) 狩猟鳥獣 件数：2

○人工増殖技術は、行政より業者の方が遥かに優れている。(2件)

#### 2 放鳥獣等

##### (1) 狩猟鳥獣 件数：2

○ヤマドリ、キジ等の放鳥事業は中止する。

##### (2) 希少鳥獣等 件数：1

○希少鳥獣の再導入は、野生動物医学会が公表している日本産野生動物における再導入ガイドライン(案)を基に記述すべき。

##### (3) 外来鳥獣等 件数：7

○外来鳥獣の輸入禁止を徹底、また、いたずらに根絶しない。(7件)

## 第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

### 1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

#### (1) 許可しない場合の基本的考え方 件数：1

○捕獲ないし捕獲後の鳥獣の扱い方が虐待に当たる場合、捕獲に替わる方法が十分に試みられていない場合、捕獲された鳥獣が商業利用される場合には捕獲許可すべきでない。

#### (2) 許可する場合の基本的考え方 件数：31

○鳥獣の愛がん飼養は、鳥獣の乱獲を助長するおそれもあるので、飼養のための捕獲又は採取の規制の強化に努める。(17件)

○調査での犠牲を最小限にする努力をする。(13件)

#### (3) わなの使用に当たっての許可基準 件数：96

○日本国内でとらばさみの製造・販売・所持・使用を全面禁止。(32件)

○くくりわな、とらばさみ、エッグトラップの使用禁止。(24件)

○許可捕獲も狩猟の規制と同等の扱いをするべき。(19件)

○筒型(ドラム缶式)のはこわなに限る。(18件)

○インターネット通販でのわなの販売店に対しても、購入者の狩猟免許及び捕獲許可証の確認の徹底が必要。(2件)

○イノシシ成獣への12cm規制は不適當。

#### (4) 許可に当たっての条件の考え方 件数：21

○有効期間内に目的とする捕獲数に達した場合は、速やかにわなを撤去すること、また期間を延長する場合は、その都度わなの標識を付け替える。わなの設置個数は1日に1回以上見回り可能な個数とする。(19件)

○わなの設置個数の上限を設けるべき。(2件)

(5) 許可権限の市町村長への委譲 件数：20

- 鳥獣の捕獲許可に係る事務を市町村に委譲した場合は、市町村における捕獲情報を少なくとも月ごとに都道府県に報告するように求め、そのデータを整備して常に全域における最新の捕獲情報を入手するように努める。(18件)

(6) 捕獲実施に当たっての留意事項 件数：2

- 都道府県は、捕獲情報を市町村から速やかに報告させるべき。

(7) 捕獲物又は採取物の処理等 件数：37

- 特にニホンザルの捕獲個体は、違法捕獲や違法売買を防止する観点から、1頭ごとに個体の顔の写真を撮り頭数確認の上、速やかに現地で処分する。また、錯誤捕獲個体は可能な限り放鳥獣する。(21件)
- 有害鳥獣捕獲及び特定計画に基づく数の調整による捕獲物又は採取物を放鳥獣できず、やむを得ず致死させた場合、その死がいは焼却か廃棄処理する。(14件)

(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集 件数：19

- 専門家あるいは大学研究機関等に委託して事業報告書を作成する。(19件)

(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方 件数：2

- 保護の必要性が最も高い地域個体群は「四国のツキノワグマ個体群」。(3件)

2 学術研究を目的とする場合

(1) 学術研究 件数：3

- 食虫類やねずみ類などの学術捕獲等の捕獲において、非合理的なわな数の制限が設けられる場合がある。(3件)

(2) 標識調査(環境省足環を装着する場合) 件数：6

- 標識調査をなぜ行うか記述する。

3 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を防止する場合

(2) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定 件数：15

- 捕獲した有害鳥獣の売却を禁止するべき。(4件)
- 特定計画が作成されている場合の予察捕獲は行うべきでない。(3件)

4 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合 件数：1

- 148Ⅱ-第六-4(42P)冒頭5行目の「(2)-・-3)」は、「3-(2)-・-3)」の誤り。

5 その他特別の事由の場合

(4) 愛がんのための飼養の目的 件数：5

- ①許可対象者、②鳥獣の種類・数、③期間、④区域及び⑤方法を全て削除。(5件)

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

3 猟区

(1) 猟区の設定 件数：14

- 猟区はむしろ管理徹底できる範囲に縮小するべき。(13件)

第六 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項

1 計画作成の目的 件数：2

- 外来生物対策の必要性を世論にもっと強く訴えるべき。

6 保護管理事業 件数：1

- 冒頭第3段落「考え下」→「考えの下」に修正する。

9 計画の見直し 件数：1

- 3行目「必要に応じて」→「必要に応じて」に修正する。

第八 鳥獣保護事業に関する普及啓発に関する事項

1 鳥獣の保護思想についての普及等 件数：6

- 在来種による食餌植物の植栽等の積極的な実施については削除するか表現を変更する。  
(4件)

4 安易な餌付けの防止 件数：2

- 山に実のなる木を植林し、山と里の間に柿林などを設置する。(2件)

第九 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項

2 鳥獣保護員の任命について 件数：1

- 鳥獣保護員の活動の確保について、常勤の専門性をもった人材の確保を目指すべき。

4 鳥獣保護センター等の設置 件数：1

- 「傷病鳥獣の保護」がなぜ必要なのかの記述が必要である。

5 取締り 件数：4

- 「愛がん飼養」等の記述を削除。(2件)
- 猟犬として飼養していた犬を猟期終了と同時期に遺棄するなどの、動物愛護管理法違反者に対しても重点的に監視、取締りを行うべき。(2件)

第十 その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項 件数：2

- クマを狩猟獣からはずし、予察駆除は禁止とする。また、海棲哺乳類も鳥獣保護法の適用とする。(2件)

2 鳥獣の区分と保護管理の考え方 件数：1

- I-第二の1(4)では一般鳥獣の取扱いを記述しており、II-第十の2でも(4)としてそれに準じた記載が必要。

6 鳥類の飼養の適正化 件数：6

- 野生生物の愛がん飼養は全面的に禁止して欲しい。文化ということでメジロの捕獲飼養を認めているようであるが、密猟を促すことになっており、止めるべき。(5件)

8 傷病鳥獣救護の基本的な対応

(1) 基本的な考え方 件数：4

- 「終生飼養」を行うのが当たり前というわけではないので、「終生飼養」を行う際の考え方が必要。(2件)

(2) 救護個体の取扱い 件数：3

- その他の傷病鳥獣については、治療をせずに放鳥獣することを基本とすべき。(2件)

(4) 野生復帰

- 治療をした個体についての野生復帰とすべき。